

## 文化財ガイドボード等設置検討業務仕様書

### 1 業務の名称

文化財ガイドボード等設置検討業務

### 2 業務の目的

石巻市中心市街地活性化基本計画では、本市が目指す中心市街地の都市像として「街なかの魅力を活かしさまざまなチャレンジが生まれ、安心して楽しく回遊できるまち」を掲げている。その目標を達成するため、歴史・文化・川湊といった本市中心街にしかない魅力を活かし、街なかならではの魅力が感じられ、「誰にとっても居心地が良い歩きたくなる楽しい街」を目指し、都市再生整備計画事業により、中心市街地内（まちなかウォークアブル区域内）に文化財関連の説明板、文化財施設への案内板を設置するための計画、設計を行う。

ここでいう「文化財」とは、文化的な価値を広く認められた歴史的な事物のことを呼称することとし、次年度の文化財ガイドボード製作設置の基となる重要な業務であるため、基本計画、実施設計関係のデータを詳細かつ確実に作成することとする。

### 3 業務履行期間

契約締結の日から令和8年3月23日（月）まで

### 4 文化財ガイドボードの種類

（1）文化財ガイドボードは、以下の2種類の総称とする。

- ①文化財の近くに設置し、歴史的な経緯や内容を記載して広く周知するための「文化財説明板」。
- ②文化財への方向を示し、かつその文化財を端的にデザイン化した、単独でアート性を持つ「文化財案内板」。

（2）設置する文化財説明板、案内板は、以下のとおりとする。

〔文化財説明板〕

- ① 文化財説明板「宮城電鉄駅跡」 1基
- ② 文化財説明板「仙北軽便鉄道跡」 1基

上記二つの説明板は、かつて二つの駅があった石巻駅と鉄道の歴史を表すものであり、石巻駅前に設置する。

- ③ 文化財説明板「旧内海橋」 1基

内海五郎兵衛の出資によって旧北上川に架橋された往時の内海橋を紐解く説明板として、旧西中瀬橋、旧東中瀬橋の結節点である中瀬の旧ハリストス正教会堂北側に設置する。

#### ④ 文化財説明板「旧ハリストス正教会教会堂」 1 基

現行の説明板の表裏を活用して、リニューアル（色彩や形状を含む。）させる。

#### 〔文化財案内板〕

##### ① 文化財案内板「旧観慶丸商店」

##### ② 文化財案内板「旧ハリストス正教会教会堂」

石巻駅前から、石巻市指定文化財「旧観慶丸商店」、同「旧ハリストス正教会教会堂」への導線として、中心市街地内（まちなかウォークブルの区域内）に、上記の文化財案内板を3基設置する。案内や集客等の効果により各々の数量を決める。

### 5 業務内容

#### （1）計画準備

業務を遂行するに当たり、履行期限を遵守し、効率よく業務が進められるよう、対象文化財の歴史、背景等の資料収集・整理、全体的な作業計画の立案、適切な人員配置等を計画する。

#### （2）現地調査

文化財ガイドボードの設置予定位置周辺の道路状況、歩行者の動線、用地所有者、地下構造物等の調査を行い、課題を整理する。また、既存設置サイン等との共通デザインの有無の確認等を行う。

#### （3）デザイン及び標準仕様の検討

①文化財ガイドボードは、文化財へのより有効的な誘導を図るため、公共サインの設置、誘導案内、デザインの基準について、3パターン程度で設定する。その上で、ガイドボードのデザイン、及び標準仕様（標示内容、形状、寸法、素材、設置方法等）を設定する。なお、共通ロゴマーク等がある場合、その意匠データは発注者が支給するものとする。

②文化財ガイドボードの文面、写真（画像）については、原則として発注者が提供することとし、その後のレイアウト、フォント等を含めた①に関わるデザインについては、発注者と受注者が協議しながら考案していくこととする。

#### （4）設置場所の検討

（2）で明らかになった課題等を踏まえ、文化財ガイドボード設置場所の妥当性を検討する。妥当ではないと判断された設置場所については、最適な設置場所を再検討し、発注者に提示するものとする。

#### （5）文化財ガイドボード基本計画の策定

場所や形状等に関する考えを整理し、今回対象とする文化財に適したガイドボード設置の基本方針として、「文化財ガイドボード基本計画」を策定する。

#### （6）実施設計図の作成

（3）及び（4）の検討結果を踏まえ、文化財ガイドボード設置位置図、構造図等を

作成する。

(7) 数量計算書の作成

実施設計図に基づく材料計算書、構造計算書を作成する。

(8) 概算工事費の算出

実施設計図に基づく概算工事費を算出する。文化財ガイドボード本体の材料費、施工費については、改めて見積徴収を行う。

(9) 設計報告書の作成

検討結果をまとめた実施設計報告書を作成する。

(10) 関連機関との協議支援

関係機関との協議用資料を作成する。

(11) 打合せ協議

打合せ、協議は着手時、中間時2回、完了時の4回を基本とするが、必要に応じてオンライン会議等を適宜実施する。また、打合せ、協議の後は報告書を作成し、参加者と共通認識を図るとともに、発注者に報告する。

6 成果品

本業務の成果品は以下の(1)から(4)のとおりとする

(1) 基本計画図書

(2) 実施設計図書1部（実施設計図、数量計算書、構造計算書、概算工事費、設計報告書）

(3) 上記電子データ一式（CD-R）

(4) 打合せ、協議報告書

7 その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。